

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第28号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後						
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）					別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）						
組織		職		区分	組織		職		区分		
知事	略				知事	略					
	現地 機関	略				現地 機関	略				
		農林水産 部	農林事務所長（佐賀中部農 林事務所及び杵藤農林事務 所に限る。）				2 種	農林水産 部	農林事務所長（佐賀中部農 林事務所に限る。）		2 種
			農林事務所長（佐賀中部農 林事務所及び杵藤農林事務 所を除く。）				3 種		農林事務所長（佐賀中部農 林事務所を除く。）		3 種
		略	略				略	略			
略					略						

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。